

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業を実施する者の公募について

令和 7 年 3 月 3 日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の公募について公示します。

※本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

(2) 事業目的

建築基準法・建築士法等に係る①審査体制の強化、②審査者・申請者の資質の向上、③建築基準制度等の周知普及を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

①建築基準法・建築士法等の審査体制の強化に資する取組

②審査者・申請者の資質の向上に資する取組

③建築基準制度等の周知普及に資する取組

※上記のうち、いずれか1つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月10日

2. 応募者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・ 建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る全国規模の効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること

(3) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。
- ・ 本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 浅井、高久

電話 03-5253-8111 (内線 39530)

電子メール asai-t22v [@] mlit. go. jp / takaku-h2u4 [@] mlit. go. jp

※ [@] を @ に変えてお送りください。

(2) 説明書の交付期間及び方法

① 期間 令和 7 年 3 月 3 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

② 方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

① 期 限 令和 7 年 3 月 21 日 18 時 00 分まで

② 提出先 上記担当部局

③ 方 法

○ 郵送の場合

上記担当部局へ 3 部郵送する（書留郵便に限る。）。

○ 電子メールの場合

上記担当部局へ 1 部送付する。

- ・ 送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
- ・ 申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後 5 年間保存すること。
- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe Acrobat」
- ・ ファイル総量は極力 1 メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。